

(目的)

第一条 この細則は、ハラスメントの防止に関する規則(規則第八十九号。以下「規則」という。)第十六条の規定に基づいて、相談手続、調査手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長への報告)

第二条 規則第六条第一項の相談(以下「相談」という。)の申込みを受けた相談員は、相談の申込みがあったことを、遅滞なく、会長に報告をしなければならない。

(相談員の選任方法)

第三条 前条の報告があった場合には、会長は、規則第四条第二項に規定する相談員名簿に登録された順に相談員二名を選任し、当該事案を担当させる。ただし、相談者が当該事案を担当する相談員を指名することを希望した場合には、相当でないと認める場合を除き、相談者の希望に従って当該事案を担当する相談員を選任するものとする。

2 会長は、相談の適切な処理のために必要があると認める場合には、当該事案を担当する相談員と協議の上、当該事案を担当する相談員の一部又は全部を他の相談員に変更し、又は必要な範囲で相談員を追加することができる。

3 会長は、事案を担当する相談員の選任に際しては、特定の相談員のみにも過重な負担を負わせないよう配慮するものとする。

(相談を受ける相談員の人数)

第四条 相談は、原則として、二人の相談員で受けるものとする。ただし、相談者が一人の相談員による相談を特に望む場合又は緊急を要する場合は、一人で相談を受けることができる。この場合において、一人で相談を受けた相談員は、当該事案を担当する他の相談員とともに相談に対する適切な対応を検討するものとする。

(セクシュアルハラスメントに関する相談を受ける相談員の性別)

第五条 セクシュアルハラスメントに関する相談を受ける相談員のうち、少なくとも一人は、相談者と同性の者とする。ただし、相談者が特に希望した場合及び一人でセクシュアルハラスメントに関する相談を受ける場合は、この限りでない。

(相談を受ける相談員の責務)

第六条 相談を受ける相談員は、相談に適切に対応するため、相互に連携し、協力するものとする。

2 セクシュアルハラスメントに関する相談を受ける相談員は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(平成十八年厚生労働省告示第六百十五号)第三項第二号ロの規定を十分に考慮して判断するものとする。

(相談を受ける場所)

第七条 相談員は、相談を受けるに当たり、その内容を相談者以外の者に見聞きされないよう周囲から遮断された場所で行う。

(除斥、忌避及び回避)

第八条 相談員は、相談に係る事案につき利害関係を有する等調査の公正を害するおそれがある場合は、その事案に係る相談及び調査から除斥される。

2 相談者は、相談員に相談に係る事案につき調査の公正を妨げるべき理由があるときは、その相談員を忌避することができる。

3 相談員は、前二項に規定する場合には、会長の許可を得て、回避することができる。

4 除斥、忌避又は回避によって相談員の欠員が生じた場合には、会長は、速やかに、当該事案を担当する新たな相談員を選任する。

(調査手続)

第九条 調査は、当該事案を担当する相談員又は調査委員会が行う。

(事情の聴取)

第十条 相談員又は調査委員会は、調査に関して必要があるときは、相談者、相談者がハラスメントを行った加害者として指摘している者(以下「調査対象者」という。)その他の関係者から事情を聴取することができる。

2 相談員又は調査委員会は、調査に関して必要があるときは、相談者、調査対象者その他の関係者に対し、証拠となる文書、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

(攻撃防御の機会の付与)

第十一条 相談員又は調査委員会は、調査を終了するまでに、相談者、調査対象者その他の関係者に対し、陳述及び証拠等の提出の機会を与えなければならない。

(調査及び審理の非公開)

第十二条 相談員又は調査委員会による調査は、非公開とする。ただし、当該事案を担当する相談員又は調査委員会の許可を得た者は、調査を傍聴することができる。

2 前項ただし書の規定により、調査又は審理を傍聴した者は、調査及び審理の内容を他に漏らしてはならない。

(調査の調書)

第十三条 相談員又は調査委員会は、調査を行ったときは、調査ごとに調書を作成するものとする。

(録音反訳等)

第十四条 相談員又は調査委員会は、調査において必要があるときは、相談者、調査対象者その他の関係者の陳述を録音することができる。

2 前項の規定により陳述を録音したときは、これを反訳する。ただし、相談員又は調査委員会が反訳を必要としないと判断したときは、この限りでない。

3 相談員又は調査委員会が陳述を録音しなかったとき及び反訳を必要としないと判断したときは、陳述の内容について要約調書を作成する。

(聴取書)

第十五条 相談員又は調査委員会は、調査を電話等により口頭で行ったときは、聴取書を作成する。

(検証)

第十六条 相談員又は調査委員会は、調査に関して必要があるときは、検証を行うことができる。

2 相談員又は調査委員会は、前項の検証をしたときは、検証調書を作成する。

(調査費用)

第十七条 調査のために要する費用は、事前に会長の承認を得て支出する。

2 緊急に調査をする必要があるときは、相談員は費用を立て替えることができる。この場合においては、事後に会長の承認を得て、清算することとする。

(報告書の作成)

第十八条 相談員又は調査委員会は、調査を終了したときは、規則第九条の三第二項の規定に基づき、速やかに、報告書を作成しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載する。

一 事件の表示

二 調査対象者の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)又は名称、登録番号(弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)にあっては届出番号)及び事務所(弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人にあっては主たる事務所の名称及び所在場所(本会の地域内に従たる事務所があるときはその名称及び所在場所を含む。))

三 措置の要否及び具体的内容についての相談員又は調査委員会の意見

#### 四 理由

(事件措置票の作成)

第十九条 規則第十条第四項の事件措置票には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 [第十八条第二項第一号](#)及び[第二号](#)に掲げる事項
- 二 措置の具体的内容又は不措置の決定をした旨
- 三 理由
- 四 措置の年月日

2 会長は、相談者及び調査対象者に対し、事件措置票に基づき、[前項](#)に規定する措置又は不措置の決定について報告することができる。

(記録等の閲覧謄写等の禁止)

第二十条 [第十条第二項](#)、[第十一条](#)、[第十三条](#)から[第十六条](#)まで、[第十八条](#)及び[第十九条](#)の規定により提出され、又は作成された調査に関する書類、証拠物等は、閲覧、謄写及び聴取をすることができない。ただし、当該事案を担当する相談員又は調査委員会が正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 [前項ただし書](#)の規定により調査に関する書類及び証拠物の閲覧、謄写又は聴取をした者は、閲覧、謄写又は聴取をした内容を他に漏らしてはならない。

(副会長の代行)

第二十一条 会長が当事者又は関係者である事案については、この細則に定める会長の権限は、あらかじめ定めた順序により、副会長がこれを代行する。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則

題名、第一条、第四条から第六条第二項まで、第十条第一項及び第十八条第一項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

第十九条第二項第二号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、令和四年十一月一日から施行する。

附 則

1 [第十八条](#)から[第二十一条](#)までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(令和五年七月十三日)から施行する。

2 この改正規定は、施行の際現に係属している相談又は調査案件についても適用する。